

橋爪大三郎著「民主主義はやっぱり最高の政治制度である」現代書館 2012年1月15日刊を読む

## 戒厳令と国家緊急権

Q : そうした緊急組織は、他国では存在し、機能しているのですか。

A : 1. これに類するのは、戒厳令という考え方です。マーシャル・ロウ(martial law)ですね。軍隊のある国の法律には、だいたい戒厳令があり、日本も戦前まではあった。

2. 「戒厳」とはなにかを定義すると、"緊急時に、憲法や法律の一部を停止して、政府の権限(行政、立法、司法)の一部または全部を、多くの場合には地域を限り、また期間を限って、軍に委譲する"こと。要するに、軍が一時的に政府機関の代行をするのが、戒厳です。

3. たとえば、2・26事件。戒厳令をしくとすれば、まず、東京という地域に限られる。期間も、戒厳が布告されてから事件が解決されるまでと、限定的。この間に、夜間外出禁止、令状なしの逮捕や捜索、などの権限が戒厳司令官に与えられる。

4. 戒厳司令官を任命し、戒厳軍が組織され、あちこちの部隊が集まってきて、東京を戒厳令下に置く。そうすると、治安に対する権限は、警察から軍に移るわけです。叛乱したのが軍隊で、警察では対抗できないから、それでいいわけです。

5. これが戒厳令の考え方です。裁判権も戒厳司令官が持つ場合には、逮捕された犯人を、即決で裁判して処刑することもできる。

6. 原発事故のような場合は、社会の安全が脅かされている点は似ているが、叛乱ではなくて原子炉がコントロールできないという問題なので、軍が当事者になる戒厳の考え方では対処できない。やはり政府が主体となって、しかし緊急時の政府の権限(国家緊急権)を発動して、対応すべき事態である。

7. 戒厳ではないのだから、通常の政府機関が、役割を分担し、民間の東京電力などと協力して最善を尽くす。そこでの意思決定の原則は、「最悪の事態を回避する」です。

8. 起こりうる最悪の事態を想定する。メルトダウンや水蒸気爆発を、まず考えるべきだった。最悪の事態を回避すべく、アクションをとる。最悪の事態が生じた場合にも、被害が少しでも小さくなるようにアクションをとる。そのため、平時なら取れない手段(環境に多少の放射性物質が漏れだしたり)を取ることも、ためらってはならない。これに比べれば、海水の注入で原子炉が廃炉になって損害が生ずるとか、東電の存続が危ぶまれるとかいった考慮は、どうでもよいことと考えなければならない。

9. 緊急時には、緊急時の価値観に頭をスイッチしなければならない。

10. 水蒸気爆発が避けられたかどうか、判断の遅れがあったのか、議論になっている。地震と津波があつてから3時間以内に、いまのべた会議を立ち上げていれば、少なくとも「判断」をすることができた。そのチャンスをつくらなかったことが、最大のミスであると思う。

P195～197

[コメント]

日本国憲法を改正して国家緊急権の規定を入れるべき根拠が3.11ではっきり示されている。橋爪先生の御指摘は正しいと考える。

－ 2012年2月20日 林 明夫記－